

補助対象事業の詳細

1 商店街等環境整備事業

(1) 施設設置・改修事業

ア 補助対象団体

商店会

イ 補助対象事業

アーケード，カラー舗装，街路灯，LED電球，統一看板，放送設備，案内板，消防用機械器具，防犯カメラ，AED等の設置・改修

※ 部分的な補修等は対象としない。

ウ 補助金の額

a 国庫補助を受けずに実施する場合

- ・ 補助率 3分の1以内
- ・ 補助限度額 200万円

b 国庫補助を受けて実施する場合

- ・ 補助率 9分の1以内
- ・ 補助限度額 5,000万円

エ 補助対象経費

上記イのために必要と認められる経費

(2) 空き店舗対策事業

ア 補助対象団体

商店会

イ 補助対象事業

商店街等の空き店舗を活用して行う，商店街の活性化に寄与する施設（チャレンジショップ，保育サービス施設や高齢者の交流施設等のコミュニティ施設，地域農産品等のアンテナショップ等）を設置・運営する事業

ウ 補助金の額

a 国庫補助を受けずに実施する場合

- ・ 補助率 3分の1以内
- ・ 補助限度額 500万円

b 国庫補助を受けて実施する場合

- ・ 補助率 9分の1以内
- ・ 補助限度額 500万円

エ 補助対象経費

店舗改修工事費，設備費（ただし，移動可能な備品類は除く。），店舗賃借料（1箇月20万円以内かつ6箇月を上限とする。）

2 商店街等競争力強化事業

(1) 活性化教育事業

- ア 補助対象団体
商店会
- イ 補助対象事業
団体の構成員を対象に研修会の開催や先進地を視察する教育事業
- ウ 補助金の額
 - ・ 補助率 2分の1以内
 - ・ 補助限度額 15万円
- エ 補助対象経費
講師謝金，施設入場料，消耗品費，会場使用料，交通費

(2) 商店街整備計画策定事業

- ア 補助対象団体
商店会
- イ 補助対象事業
団体の将来の在り方についての総合的ビジョン及びそれを達成するための具体的な計画を策定する事業（ただし，前年度から3箇年度以内に当該補助事業を活用している場合は交付を受けられない。）
- ウ 補助金の額
 - ・ 補助率 2分の1以内
 - ・ 補助限度額 30万円
(ただし，2団体の連合体の場合は60万円，3団体の連合体の場合は90万円，4団体の連合体の場合は120万円，5団体以上の連合体の場合は150万円を限度とする。)
- エ 補助対象経費
講師謝金，消耗品費，会場使用料，調査費，計画書作成費

(3) 商業カードシステム導入促進事業

- ア 補助対象団体
商店会
- イ 補助対象事業
プリペイドやポイントサービス等のカードシステムの導入に際し，カードリーダー等の端末機を設置する事業
- ウ 補助金の額
 - a 国庫補助を受けずに実施する場合
 - ・ 補助率 4分の1以内
 - ・ 補助限度額 100万円
 - b 国庫補助を受けて実施する場合
 - ・ 補助率 9分の1以内
 - ・ 補助限度額 100万円
- エ プリペイド機能，ポイントサービス機能，クレジット機能を有するカードシステム端末機の購入経費

(4) 社会課題対応商業活性化事業

ア 補助対象団体

商店会

イ 補助対象事業

国の商店街活性化・観光消費創出事業を活用して実施する事業

ウ 補助金の額

- ・ 補助率 9分の1以内
- ・ 補助限度額 200万円

エ 補助対象経費

上記イのために必要と認められる経費のうち、商店街等環境整備事業の補助対象経費以外のもの

(5) 地域の魅力アップ貢献事業

ア 補助対象団体

商店会

イ 補助対象事業

地域の魅力を高めるために、市民活動団体その他の団体及び本市等と相互に連携した事業(※ 過去に補助実績のない事業を優先的に採択する。)

ウ 補助金の額

- ・ 補助率 3分の2以内
- ・ 補助限度額 20万円

エ 補助対象経費

広告宣伝費、雑役務費、委託費、消耗品費、会場使用料

(6) 消費喚起に向けた販売促進支援事業

ア 補助対象団体

商店会

イ 補助対象事業

消費税率引上げによる消費の冷え込みを緩和するため、市内の消費喚起・販売促進を図る事業

ウ 補助金の額

- ・ 補助率 2分の1以内
- ・ 補助限度額 100万円

エ 補助対象経費

広告宣伝費、雑役務費、委託費、消耗品費、会場使用料